

## ○蒲郡市幸田町衛生組合技能業務職

### 員の給料に関する規則

(平成十九年三月三十日  
規則 第十号)

(趣旨)

第一条 この規則は、蒲郡市幸田町衛生組合職員の給与に関する条例(平成十九年蒲郡市幸田町衛生組合同条第十号)の規定に基づき、技能業務職員の給料、初任給基準及び昇格基準について定めるものとする。

(準用規定)

第二条 技能業務職員の給料に関する必要な事項は、蒲郡市技能業務職員の給料に関する規則(昭和三十六年蒲郡市規則第八号。以下「蒲郡市規則」という。)の規定を準用する。

(読替規定)

第三条 蒲郡市規則中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(蒲郡市幸田町衛生組合技能業務職員の給料に関する規則の廃止)

2 蒲郡市幸田町衛生組合技能業務職員の給料に関する規則(昭和三十一年蒲郡市幸田町衛生組合同規則第五号)は、廃止する。